

審査の結果の要旨

氏名 ガンゾリグ ロブサンジャムツ

本論文は、市場経済に移行したポスト社会主義の国々の都市計画制度と体系がどのように変容したかを検討することである。特に大都市への人口集中が著しかったアジア諸国において高度成長のため、市場主義型の都市開発の進展に制度整備が追いついていないことから発生する問題が大きく、アフォーダブルな住宅供給量が少なく、インフォーマルに開発された市街地の占める割合が高い。

本論文は、このような問題意識のもとで、具体的には、下記の3点を研究目的としている。

1. アジア・東欧を含めたポスト社会主義国の都市計画制度を体系的に整理する。
2. 中国・ベトナム・モンゴルの計画制度と計画内容の変遷を明らかにし、新しい体系の仕組みを比較する。
3. モンゴルを対象としてプロマーケット型経済における都市計画の課題と役割を検討する。

本論文の構成は以下の通りである。研究の目的と背景について記述した第1章に続いて、第2章でポスト社会主義国の都市計画に関する既往研究の整理を行なっている。ポスト社会主義都市に関する研究の大半は欧州を対象にし、かつアジア諸国の比較研究が限られており。また既往研究は1つの時点の前後の変化を議論しているものが多く、長期的な変容を捉えているものが少ない。これに対して、本研究では、1. アジアのポスト社会主義国の比較を行なった点、2. 移行経済下での計画体系の変化を追い、政策変化の影響を評価した点、3. 今までほとんど議論されていないモンゴルに着目し、極端に変化した都市像の特徴をプロジェクトレベルで検討した点で新規性を有している。第3章では、既往研究を踏まえて、地方分権の程度、参加の度合い、開発主体、開発規制の仕組みの4つの観点からポスト社会主義国の都市計画制度分析枠組みを独自に構築している。

第3章で構築した分析枠組みをもとに、第4章では、経路依存理論をベースとして、中国・ベトナム・モンゴル国の計画体系の変容を年代ごとに整理し、大きな変化があった分岐点と思われる時期を特定している。なお、モンゴル国においては法整備の変遷を主要なものを取り上げ、その内容をまとめている。第5章ではこれらの国の首都マスタープランについて、特に都市計画が他の計画とどのような関係性のもとにあるかに焦点を当ててその変遷過程の分析を行なっている。ポスト社会主義国の都市計画制度は、初期の制度に比べて多様化しているが、開発を規制・誘導するための仕組みが必ずしも機能しているとは限らないため、その外的要因を検討する必要があるためである。

第6章ではモンゴル国の首都ウランバートル市を対象として詳細な事例分析を行なっている。モンゴルは、中国とベトナムに比べて都市計画分野に関する研究が少なく、特に民主化の以前と以後で比較した研究は見当たらない。第7章では具体的な開発事例を対象として、都市計画制度の運用実態の分析を行なった。

第8章では、結論として、研究で得られた知見を基に3か国の計画体系を比較し、その類似点と相違点と計画体系の発展の特徴を整理し、結論として下記の4点を提示した。

1. 計画体系は多層化・多種類化・詳細化。規制プランを導入し、その指標が明確になりつつある。
2. 非公共セクターの開発を規制・誘導する手法の確立を模索している。
3. 計画の実効性をあげるために計画統合化政策が取られている。
4. 計画資料の公開が進み、専門家の計画作成への参加が認められるようになっている。

上記の結論をもとに、下記の5つの提言を行なっている。

1. 矛盾する法制度を見直し、各種計画体系の内と横の連携を確保する。
2. 政府と自治体の政策・計画・事業を連動させ、首都の財政権限を強化し、市場移行の歪みを直す。
3. 自治体レベルで土地利用・都市開発・投資計画を連携させることでプランの実施向上を図り、体系自体がインフォーマルな開発を促進している課題を是正する。
4. 規制プランを行政単位で作成し、住民に参加と協働の場を提供し、同時にその詳細性と事前確定性を上げ、開発行為を効果的に誘導する機能が求められる。
5. 芽生えつつある市民の住環境改善活動の可能性を認め、下位計画実施において合意形成のための道具としての役割を与える。

本研究は、上記のように、独自の理論枠組みと詳細な実証分析のもとで、ポスト社会主義国における都市計画体系の変容を具体的に解明し、今後の制度改革の方向性を示したという点で、新規性のきわめて高い研究であり、学術的に優れた価値を有していると同時にきわめて有益な政策的含意を提示するものとなっている。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。